

平成31年4月1日から**重大**な **消防法令違反**の ある**建物**を公表します！

違反公表制度とは・・・ 建物を利用する方自身が、利用する建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、重大な消防法令違反が認められる建物の名称等を公表するものです。

公表の対象となる建物は

飲食店、店舗、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する施設です。

公表の対象となる違反は



●屋内消火栓設備の未設置違反



●スプリンクラー設備の未設置違反



●自動火災報知設備の未設置違反

公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表の方法は

鹿行広域事務組合ホームページへ掲載します。

公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表し、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

建物関係者の方へ

消防法令違反となる建物の例として、無届の増築や接続、窓などの開口部をふさいでしまうことが挙げられます。また、建物によっては内装の変更でも重大な消防法令違反となる場合もあります。建物の増改築、用途変更などを検討する場合は、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

問合せ先

鹿行広域消防本部【予防課】 銚田市安房1418-15 TEL0291-34-7119
銚田消防署【予防係】 銚田市安房1418-15 TEL0291-34-0119
潮来消防署【予防係】 潮来市大塚野1丁目13-2 TEL0299-63-0119
行方消防署【予防係】 行方市小幡1101-38 TEL0291-35-0119

鹿行広域事務組合ホームページ広域消防

【URL及びQRコード】 <http://rokkou-kouiki.jp/wp/syoubou/ihankouhyou>

